

道の駅「(仮称)蔵王」整備事業

実施方針

令和2年9月8日

山形市

山形市（以下、「市」という。）は、道の駅「(仮称)蔵王」整備事業（以下、「本事業」という。）について、民間の経営能力及び技術的能力の活用を図るため、『民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）に準じて、DBO 方式（Design Build Operate）により本事業を実施することを予定している。

本事業に関し、PFI 法に準じて、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下、「選定事業者」という。）の選定を行うにあたって、PFI 法第 5 条第 1 項の規定に準じて、実施方針を定めたので、同条第 3 項の規定に準じて公表する。

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	事業者選定に関する基本的事項	6
2	事業者の募集及び選定の手順に関する事項	7
3	応募者の備えるべき参加資格要件	9
4	提出書類の取扱い	14
5	特別目的会社（SPC）との契約手続き	14
第3	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1	基本的な考え方	15
2	予想されるリスクと責任分担	15
3	市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	15
4	事業終了後の措置	15
第4	立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1	基本条件	16
2	整備施設概要	16
3	土地の使用に関する事項	17
第5	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
1	基本的な考え方	18
2	管轄裁判所の指定	18
第6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	19
1	選定事業者の責めに帰すべき事由により事業が困難となった場合	19
2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	19
3	金融機関（融資団）と市の協議	19
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	20
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	20
2	財務上及び金融上の支援に関する事項	20
3	その他の支援に関する事項	20
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	21
1	議会の議決	21
2	指定管理者の指定	21
3	応募に伴う費用負担	21
4	問合せ先	21
別紙1	リスク分担表（案）	22
別紙2	事業用地位置図	25
様式1	実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会参加申込書	26
様式2	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書	27
様式3	実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書	28

○用語集

用語	定義・内容
本事業	「道の駅「(仮称) 蔵王」整備事業」をいう。
事業用地	要求水準書の資料1「現況敷地図」に示す事業対象範囲をいう。
外構	駐車場、広場、屋外広告物及び垣又はさくをいう。
本施設	本事業の事業用地内に整備される屋内施設及び外構等で構成される施設全体をいう。
DBO方式	「Design Build Operate」の略で、「設計・施行・維持管理・運営一括発注方式」を意味する。選定事業者は、本施設の設計・建設等の業務を行った後、事業契約により締結された事業期間中、運營業務及び維持管理業務を行う。
特定事業	官民連携により実施することで、市の財政負担の縮減や公共サービス水準の向上等の効果が期待される場合に実施する事業。 ※本事業においては、道の駅「(仮称) 蔵王」の整備にあたる施設の設計、建設、運営、維持管理に係る業務が対象となる予定である。
自主事業	特定事業には含まれない内容であり、かつ、特定事業により実施されるサービスの周知や施設の利便性の向上に資すると考えられる事業で、特定事業により実施されるサービスの適切な運営・管理等に影響を及ぼさない範囲で特定事業者が行う自主的な事業。
基本協定	市と優先交渉権者が締結する協定。市と優先交渉権者の間で事業契約が締結されるまでの間に係る事項を定める。
事業契約	市と選定事業者の間で締結される契約。事業契約において、①事業にかかる施設の設計、建設工事、維持・管理及び運営に係る業務内容、②選定事業者は市が要求する水準の公共サービスを施設利用者に対し提供する義務を負うこと、③市は選定事業者に対し提供される公共サービスの対価を支払う義務を負うこと等を定める。
指定管理者基本協定	特別目的会社（SPC）が、山形市議会の議決を経て市が指定管理者に指定した後に、市と締結する協定。当該事業者は指定管理者基本協定に基づき、施設の運営及び維持管理業務を遂行する。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

道の駅「(仮称) 蔵王」整備事業

(2) 公共施設等の管理者

山形市長 佐藤孝弘

(3) 事業の目的

現在、日本全体で少子高齢化が進展し、人口減少社会を迎えている中、地域経済を活性化させるためには、本市への移住・定住を促進するのみならず、本市の有する蔵王や山寺をはじめとする豊かな自然や歴史などの観光資源を生かして多くの観光客等を地域内に呼び込み交流人口の拡大を図ることにより、地域外からの消費・投資を促す必要がある。

開湯1,900年を超える歴史ある蔵王温泉や四季折々に魅力溢れる自然環境を体感できる豊富な地域資源が存在する蔵王は、古くから多くの観光客が訪れ山形市全体への交流人口の拡大に寄与してきた。しかしながら、旅行形態の変化やレジャーニーズの多様化等の影響を受けて、観光客が年々減少し、それに伴い山形市全体の観光客数にも大きな影響が出ている。近年では、インバウンド等により徐々に回復の兆しをみせているが、交流人口を拡大し地方創生を果たすには、更なる誘客の促進と地域外からの消費・投資の呼び込みが必要である。

また、蔵王には世界的にも珍しい樹氷やスキーゲレンデなど冬期間に観光客を呼び込める豊富な資源が存在するが、今後、交流人口の拡大を図り地方創生を果たすためには、これまで以上に冬期間の誘客も充実させつつ、春～秋の期間に観光客などで蔵王を訪れる人を増加させ、通年で蔵王への誘客を促進していくことが必要である。さらに、蔵王のみならず山形市内の観光地や山形市外へ新しい人の流れを創出することが必要である。

これらのことから、蔵王の登り口であり、市の南の玄関口ともなる山形上山IC付近に、道の駅「(仮称) 蔵王」(以下、「本施設」という。)を整備し、交流人口の拡大を図っていく。また、本施設は、単なる休憩施設ではなく、それ自体が目的地となり市を訪れる方が山形の魅力を体験・体感するとともに、地域の活性化及び地場産業の振興に資する施設として、地方創生の拠点となることを期待している。

道の駅「(仮称) 蔵王」基本構想(以下、「基本構想」という。)では、以下のように基本コンセプトを設定している

道の駅「(仮称) 蔵王」基本コンセプト

～ 山形の魅力を発信し、人の流れを生み出す道の駅 ～

- ① 蔵王、そして山形の地域資源の魅力を発信し、人を呼び込むゲートウェイ機能を果たし、新たな人の流れを創出する空間
- ② 周辺施設等の連携の要として道路利用者のみならず市民、そして周辺地域の住民が日常的に集い、山形を体感しながら心地よくくつろぎ交流できる空間

本施設において、「蔵王」や「山寺」などの有名な観光地だけでなく、日常の暮らしの中にある地域の祭りなど、地域外にまだ広く知られていない山形の魅力を発信し、その魅力まで周遊してもらえる

よう情報発信や来訪者のニーズに的確に対応することができる案内等を行い、これまでにない新しい人の流れを生み出しながら、その地で消費活動が行われ地域経済の活性化に資するような観光拠点となることを目指している。

本施設の整備地は山形市内で最大の観光客数を誇る蔵王への登り口であることも踏まえ、蔵王の魅力を発信し、冬期間だけでなく通年で蔵王への誘客を促進することを重視しながら、市内外へ人の流れを生み出すことを目指している。

また、観光拠点として人の流れを生み出すだけでなく、山形のモノづくりや食文化など山形らしさを体感できる施設として、道路利用者や地域住民が日常的に集い、消費活動がなされるとともに、様々な人による交流も行われながら、心地よくくつろげる空間を創出していく役割を担っていくことを目指している。

基本構想では、以下のように利用者ターゲットを設定している

道の駅「(仮称) 蔵王」の利用者ターゲット

- ① シンボリックターゲット 首都圏からの観光客
- ② デイリーターゲット 30 k m圏内の村山地域の住民、子育て世代であるファミリー層

①は、東北中央自動車道の南陽高島 IC～山形上山 IC の開通により、一層増加することが期待される首都圏からの誘客を示している。

②は、村山地域の住民が外食やレジャーのために山形市に多く訪れていることを踏まえ、市民のみならず村山地域を中心とした約 30 k m圏内の地域住民が、日常的に訪れる施設となるよう、道の駅でしか得られない高い価値のサービスの提供を目指すことを示している。

また、小さな子どもを持つ家族でも、気兼ねなく本施設を訪れ心地よく過ごしてもらえるよう、子ども連れの家族が安心して食事ができるなど子どもと一緒に楽しく山形の魅力を感じられる環境整備を図ることとしている。

(4) 事業方式

本事業は、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、事業者が公共の資金で本施設の設計・建設から運営・維持管理までを一括で行う DBO 方式 (Design Build Operate) により実施する。

本施設は地方自治法第 244 条の規定による公の施設とし、これらの公の施設の運営にあたっては、選定されたグループの運営事業者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として指定する予定である。

なお、本事業は国土交通省との一体型整備により実施する。今後、当施設の設置・管理等について、市と国土交通省の間で協定書を締結する予定としている。

(5) 事業範囲

選定事業者が行う本事業の業務範囲は次の通りである。なお、業務範囲の詳細については要求水準書に示す。

①設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 建築設計業務 (基本設計・実施設計)
- ウ 各種申請等業務

②建設業務

- ア 建設工事業務
- イ 工事監理業務

③運營業務

- ア 開業準備業務
- イ 道の駅運営における統括業務（総務、経理、広報等）
- ウ 道の駅機能の運營業務
- エ 地域連携機能の運營業務
- オ 駐車場及び広場の運營業務
- カ 交通結節機能の運營業務
- キ 占用使用管理業務
- ク 使用料の徴収代行及び還付業務
- ケ 自主事業^{*}の運營業務

※選定事業者は、提案により、アからク以外に自主事業を実施することができる。自主事業の実施に当たっては、要求水準書（案）P30「第3-4（5）⑬ 自主事業の運営に関する事項」を参照。

④維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 什器備品等保守管理業務
- エ 外構の保守管理業務
- オ 環境衛生管理業務
- カ 清掃業務
- キ 警備業務
- ク 除排雪業務
- ケ 修繕・更新業務

(6) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は以下の通りである。

①設計業務及び建設業務

市は、選定事業者が実施する設計業務及び建設業務に係る対価について、事業契約に定める額を支払う。なお、設計業務に係る対価は設計業務完了年度に、建設・工事監理業務に係る対価は年度ごとの出来高に応じて支払う。

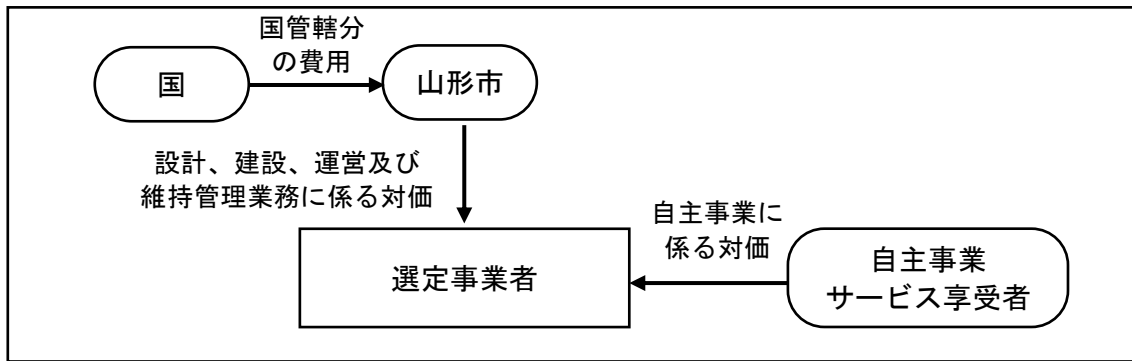
②運營業務及び維持管理業務

市は、選定事業者が実施する運營業務及び維持管理業務に係る対価について、事業期間終了までの間、事業契約に定める額を支払う。

なお、選定事業者が本事業の収益のみで事業運営が可能と判断する場合、市の財政負担の縮減及びより活発な地域経済の創出に寄与すると考えるため、そのように提案することを妨げない。

③その他の収入

自主事業に係る収入は、選定事業者の収入とする。



図：本事業に係る資金の流れ

(7) 光熱水費の負担

維持管理業務の実施に係る光熱水費は本事業に含まれるものとする。選定事業者は、環境負荷低減に寄与するため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

(8) 事業スケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）は以下の通りである。

基本協定の締結	令和3年8月
事業契約に係る仮契約の締結	令和3年8月下旬
事業契約の締結	令和3年9月
設計・建設期間	令和3年10月～令和5年10月
指定管理者基本協定の締結	令和5年10月
開業準備期間	令和5年10月～令和5年11月
運営・維持管理期間（供用開始）	令和5年12月～令和20年11月
本事業の終了	令和20年11月

(9) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたって、選定事業者は関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を的確に把握し遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、準備すること。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

市は、本事業を市が自ら実施する場合と、DBO方式として実施した場合を比べ、本事業をDBO方式として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の削減ができる場合、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI法第7条の規定に準じ、本事業を特定事業に選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定手順

市は、次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ① コスト算出による定量的評価
- ② 事業者に移転されるリスクの検討
- ③ DBO 方式として本事業を実施することの定性的評価
- ④ 上記の結果を踏まえた総合的評価

(4) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せて速やかに公表する。事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

なお、結果はホームページ等により公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い運営能力・経営能力を総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定にあたっては、市の財政負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、建設能力、運営能力、維持管理能力等を総合的に評価することとする。

(2) 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うことを予定している。

(3) 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

なお、提案書類の提出方法等については、募集公告時に明らかにする。

①資格審査

応募者に対し、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める

②提案審査

資格審査通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。

(4) 事業者検討委員会の設置

市は、「道の駅「(仮称)蔵王」整備事業者検討委員会」(以下、「事業者検討委員会」という。)を設置する。

事業者検討委員会を構成する委員とアドバイザーは、以下の通りとし、事業者検討委員会は非公開とする。

市は、事業者検討委員会による検討結果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。

なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員及びアドバイザーに接触を試みた者は応募に係る参加資格を失うものとする。

【委員】

委員長	山形市副市長	
委員	山形市企画調整部長	山形市商工観光部長
	山形市まちづくり政策部長	山形市都市整備部長
	山形河川国道事務所副所長	

【アドバイザー】

アドバイザー	近野 司郎	山形財務事務所 所長
	佐藤 慎也	山形大学学術研究院 教授
	家長 千恵子	玉川大学観光学部観光学科 教授

(5) 募集の中止等

市は、募集の妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により公募型プロポーザルを公正に執行できないと認めるとき、又は競争性を確保し得ないと認めるときは、公募型プロポーザルの執行延期、再募集又は募集の取り止め等の対処を図る場合がある。

(6) 事業者を選定しない場合

市は、事業者の募集及び選定の過程において、参加事業者が無い、又はいずれの応募者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業を DBO 方式の事業として実施することが適当でない判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

2 事業者の募集及び選定の手順に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定にあつては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和2年9月8日
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付	令和2年9月18日 ～9月25日
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答公表	令和2年10月16日
特定事業の選定・公表	令和2年12月14日
公募公告（募集要項、要求水準書、審査基準書、基本協定書（案）、事業契約書（案）の公表）	令和3年2月
募集要項等に関する質問の受付	令和3年2月
募集要項等に関する質問の回答公表	令和3年4月
参加表明書の受付	令和3年5月
提案書の受付	令和3年6月
優先交渉権者の決定及び公表	令和3年7月
基本協定の締結	令和3年8月
事業契約に係る仮契約の締結	令和3年8月
事業契約の締結	令和3年9月

(2) 実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会

実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会の実施については以下の通りである。

①説明会開催日及び開催場所

日 時：令和2年9月17日（木） 10時00分～12時00分

場 所：山形市役所 11階 大会議室

資 料：参加にあつては、山形市のホームページから実施方針等をダウンロードのうえ、持参すること。（www.city.yamagata-yamagata.lg.jp）

②申込方法

「実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会参加申込書」（様式1）に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「説明会参加申込書」と記載すること。

③参加申込期間

令和2年9月16日午後3時まで

④送付先

山形市企画調整部企画調整課

E-mail: kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

⑤その他

計画地の現地確認を希望する事業者は、山形市企画調整部企画調整課に事前に現地確認の日時を電子メールで連絡のうえ、随時実施することができる。なお、敷地内への立入りは行わず、歩道上から確認すること。

(3) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付及び回答公表

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付は、以下の手順により行う。

①質問・意見の方法

質問・意見は「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書」（様式2）及び「実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書」（様式3）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には「質問・意見書」と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、以下に示す受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

②受付期間

令和2年9月18日から令和2年9月25日午後3時まで

③送付先

山形市企画調整部企画調整課

E-mail: kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

④実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答公表

質問・意見及び質問

・意見に対する回答は、山形市ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、経営能力等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものは公表しない

回答公表日：令和2年10月16日

(4) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧は次の通りとする。閲覧を希望する者は、山形市企画調整部企画調整課に事前に連絡すること。なお、閲覧申込みの受付は令和2年9月10日から開始する。

①閲覧期間

令和2年9月18日から令和3年6月頃まで（予定）

（午前9時から12時、午後1時から5時まで）

②閲覧場所及び連絡先

山形市企画調整部企画調整課

(5) 特定事業の選定・公表

市は、DBO 方式による事業として実施すべき事業か否かを評価し、DBO 方式による事業として実施することが適当であると判断した場合には、PFI 法第 7 条の規定に準じて、特定事業の選定を行い、その結果を公表する。

(6) 公募公告

市は、公募公告、募集要項、要求水準書、審査基準書、基本協定書（案）、事業契約書（案）等（以下、募集要項等」という。）を山形市ホームページにて公表する。

以降のスケジュールは、公募公告時に明らかにする。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 特別目的会社（SPC）の設立について

応募者は、基本協定の締結後に会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、本施設の運営業務及び維持管理業務を目的とする特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立すること。SPC 設立に要する費用は本事業の事業費に含むものとする。

		SPC を構成する企業
構成企業	構成員	応募者のうち、SPC に出資する企業。応募者から、資格審査の申請及び応募手続きを行う者として代表企業を定めること。
	協力企業	応募者のうち、SPC に出資せず、SPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者。
その他留意点		ア SPC は山形市内に設立すること。 イ 構成員による SPC への出資比率が 50%を超えるものとする。こと。 ウ すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならない。

(2) 応募者の構成等

① 応募者の構成

ア 応募者は、本事業の設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、運営に当たる者、維持管理に当たる者の複数の企業で構成されるグループ（以下、「応募者グループ」という。）とすること。

イ 協力企業についても、参加証明書に協力企業として明記すること。

ウ 本事業における同じ業務を、構成企業に属する複数の企業等により行うことができる。

また、構成企業が請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請人を使用することができる。その際は、当該委託又は請負に係る契約の締結後、速やかに市に通知すること。

エ 代表企業は、山形市内に本社を有する者であることが望ましい。

オ 構成企業には、山形市内に本社を有する者を 3 者以上入れること。

カ 地域の特産物や地域資源を活かした商品及びサービスの企画、開発、販売・運営等の能力を有する企業を、構成員又は協力企業として 1 者以上入れること。

- キ 本事業は、地元企業のノウハウ蓄積や今後の PPP/PFI 普及の意味から、山形市内に本社を有する者の積極的な参加を期待する。なお、優先交渉権者の決定に係る審査にあたっては、山形市産材や木製建具の積極的な活用等、地域社会及び経済への貢献の度合いを考慮する。
- ク 電気設備工事及び機械設備工事業者については、構成員又は協力企業として山形市に本社を有する者をそれぞれ入れるよう配慮を求める。

②構成員・協力企業・代表企業の選定

応募者は、資格審査申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が資格審査の申請及び応募手続きを行うこと。代表企業は、山形市内に本社を有する者であることが望ましい。

③複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者、又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいう。「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

④複数提案の禁止

応募者グループの構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面もしくは人事面において関係のある者は、他の応募者グループの構成員及び協力企業になることができない。

(3) 応募に係る参加資格要件

①応募に係る参加資格要件（共通）

応募者グループの構成員及び協力企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ア 山形市の定める指名停止等の措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者。
- ウ 事業者検討委員会の委員及びアドバイザーが属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連のある者。
- エ 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した以下の者と資本面又は人事面において関連のある者。
- ・玉野総合コンサルタント株式会社
 - ・西脇法律事務所
- オ 次のいずれかに該当する者。
- (ア) 法人でない者。
- (イ) 次のいずれかに該当する破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
- (a) 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

- (b) 民事再生法（平成 12 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- (c) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
- (d) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- (ウ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。
 - (e) 成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。
 - (f) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
 - (g) 禁固以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者。
 - (h) 山形市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 13 日条例第 25 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び暴力団員等（山形市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）。
 - (i) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者。
- (エ) 暴力団員又は暴力団員等がその事業活動を支配する法人。
- (オ) その者の親会社等が（イ）から（エ）までのいずれかに該当する法人。

②応募に係る参加資格要件（業務別）

設計、建設、工事監理、運営、維持管理の各業務に当たる者は、上記①の要件の他に、それぞれ次の資格要件を満たすこと。

ア 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、(ア) から (ウ) の要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は (ア) から (ウ) の要件を満たし、他の者は (ア) (イ) を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 市の令和 3・4 年競争入札参加者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）において、建築士事務所として登録されている者であること。
- (ウ) 平成 22 年 4 月 1 日以降に、延べ床面積 2,000 m²以上の公共施設の整備に係る新築又は改築（一部を除く）の基本設計業務又は実施設計業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有していること。

イ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、(ア) から (エ) の要件を満たすこと。ただし、建設業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア) から (エ) の要件を満たし、他の者は(ア) (イ) を満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）建設業法第15条の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 市の令和3・4年競争入札参加者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。
- (ウ) 市の令和3・4年競争入札参加者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に建築一式工事として登録されており、格付けがA等級かつ総合点数が870点以上のものであること。
- (エ) 平成22年4月1日以降に、延べ床面積2,000㎡以上の公共施設の整備に係る新築又は改築工事（一部を除く）の施行実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の管理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

ウ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、(ア) から (ウ) の要件を満たすこと。ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア) から (ウ) の要件を満たし、他の者は(ア) (イ) を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 市の令和3・4年競争入札参加者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）において、建築士事務所として登録されている者であること。
- (ウ) 平成22年4月1日以降に、延べ床面積2,000㎡以上の公共施設の整備に係る新築又は改築（一部を除く）の基本設計業務、実施設計業務又は工事監理業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有していること。

エ 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、(ア) から (ウ) の要件を満たすこと。ただし、維持管理業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア) から (ウ) の要件を満たし、他の者は(ア) (イ) を満たすこと。

- (ア) 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。
- (イ) 市の令和3・4年競争入札参加者名簿（物品・業務委託）に登録されている者であること。
- (ウ) 平成22年4月1日以降に、公共施設に係る2年以上の維持管理実績を有すること。

オ 運營業務に当たる者

運營業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、(ア) から (ウ) の要件を満たすこと。ただし、運營業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア) から(ウ) の要件を満たし、他の者は(ア) (イ) を満たすこと。

(ア) 運營業務の遂行において、担当する業務に必要となる資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること。

(イ) 市の令和3・4年競争入札参加者名簿(物品・業務委託)に登録されている者であること。

(ウ) 平成22年4月1日以降に、道の駅や物販施設、飲食施設、その他商業施設のいずれかの施設に係る2年以上の運営実績を有すること。

(3) 市の入札参加資格を有さない者の参加

令和3・4年競争入札参加者名簿に登録されていない者で、新たに登録を希望する者は、応募参加資格の受付までに登録を行うこと。

(4) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は資格審査受付日とする。

(5) 参加資格の喪失

- ① 実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員及びアドバイザーに接触を試みた者は応募に係る参加資格を失うものとする。
- ② 参加資格確認基準日の翌日から提案書の受付開始までの間、応募者グループの構成員又は協力企業のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は公募型プロポーザルに参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が応募に係る参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員又は協力企業を変更した上で、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合は、当該応募者グループは公募型プロポーザルに参加できるものとする。
- ③ 提案書の受付開始の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募者グループの構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員又は協力企業を変更した上で、市が応募に係る参加資格を有するか確認し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募者グループの当該参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。
- ④ 優先交渉権者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、優先交渉権者の構成員又は協力企業が応募に係る参加資格要件を欠くに至った場合、市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が応募に係る参加資格に欠くに至った場合は、当該構成員又は協力企業を変更した上で、市が応募に係る参加資格を有するか確認し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結する。

4 提出書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者グループに帰属する。ただし、本事業の実施にあたって、公表等が必要と認められる場合、市は事業者提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

5 特別目的会社（SPC）との契約手続き

(1) 契約手続き

市は優先交渉権者と協議を行い、基本協定を締結する。基本協定に従い、優先交渉権者は事業の仮契約締結までに本事業を実施する SPC を設立し、市は SPC と事業契約を締結する。

(2) 特別目的会社（SPC）の設立等の要件

優先交渉権者は、本事業を実施するため、事業契約の締結までに、会社法に定める株式会社として SPC を山形市内に設立すること。

なお、応募者グループの構成員は、SPC に対して必ず出資するものとし、構成員による SPC への出資比率が 50%を超えるものとする。代表企業の SPC への出資比率は出資者中最大とすること。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における本施設の設計、建設、運営及び維持管理等における業務遂行上の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と選定事業者の責任分担は、原則として「リスク分担表（案）」（別紙1）に定めるものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、募集公告時に明らかにする。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、選定事業者が事業契約で規定された業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を満たしているか否か及び選定事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。選定事業者は、市からの求めに応じて、モニタリングに必要な資料等を提出するものとする。

(1) 設計・建設段階

設計業務において、市は選定事業者の実施する設計業務が要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

また、建設業務において、選定事業者は建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うとともに、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。選定事業者は、市の要請に対して、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

市は、建設工事の完成時に、選定事業者により建設された施設等が契約に定める性能基準を満たしているか完成検査を行う。

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、募集公告時に明らかにする。

(2) 運営・維持管理段階

市は、選定事業者の実施する運営業務及び維持管理業務について、定期的に確認を行う。また、選定事業者の経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、募集公告時に明らかにする。

(3) モニタリングの費用負担

モニタリングに係る費用は、市に生じるものは市の負担とし、選定事業者の書類作成等に係る費用は選定事業者の負担とする。

(4) モニタリングの結果に対する対応

市によるモニタリングの結果、選定事業者が実施する業務が市の要求水準を満たしていないと判明した場合、市は選定事業者に業務内容の速やかな改善を求めると共に、業務の未達成の度合いに応じてサービス購入料の減額等を行う。選定事業者は市の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、募集公告時に明らかにする。

4 事業終了後の措置

選定事業者は、本施設を市の定める要求水準を満たす状態で事業を終えるものとする。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 基本条件

住 所	山形県山形市表蔵王 地内
敷 地 面 積	約 20,200 m ²
区 域 区 分	市街化調整区域（都市計画法）、農業振興地域内農用地区域（一部除く）
用 途 地 域	指定なし
容 積 率	200%
建 ぺ い 率	70%
高 さ 制 限	指定なし
斜 線 制 限	前面道路：20m（勾配 1.5） 隣地：31m（勾配 2.5） 北側：指定なし
防 火 地 域	指定なし
日 影 規 制	指定なし
そ の 他	<p>現況は宅地、農地及び公衆用道路等。</p> <p>市において農振除外及び開発許可の手続きを行い、市及び国それぞれで用地を取得した後、造成設計及び造成工事※を行う。</p> <p>なお、国が取得する用地（下図におけるA及びBの敷地）は未取得であるが、今後、買収予定である。</p>
	 <p style="text-align: center;">図：国が取得する用地の位置</p>

※市が実施する造成設計及び造成工事は、土地をフラットとすることを想定している。

2 整備施設概要

	機能	施設・室名等
屋内施設	休憩機能	トイレ
		休憩スペース
	情報発信機能	情報発信スペース（観光情報、道路・安全情報）
	地域連携機能	多目的スペース
		商業施設（特産物販売店舗、飲食店等）
交通結節機能	バス待合	
その他の機能	事務機能（事務所、倉庫・電気室）	
	防災備蓄倉庫	
屋外施設	休憩機能	一般駐車場
		パークアンドライド駐車場
		管理用駐車場
		駐輪場
	地域連携機能	広場
	交通結節機能	バス停
		建築物 延床面積 最大 2,500 m ² 程度※
		敷地 面積 約 20,200 m ²

※要求水準書に示す、必要な駐車台数やトイレ基数など道の駅としての要件を満たすことが前提となる。

3 土地の使用に関する事項

選定事業者は、市が実施する事業用地の造成工事（令和3年12月末完了予定）の後、建設業務に着工することができる。

第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業が困難となった場合

選定事業者が実施する業務が事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。

2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善策の対応方法に従う。

3 金融機関（融資団）と市の協議

市は、本事業の安定的な継続を確保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を融資する金融機関等の融資団と協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結することがある。

- ① 金融機関等の融資団が自身の保有する選定事業者に対する債権回収・保全の状態及び選定事業者の財務状況に関する情報を市に報告する義務
- ② 債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を市が認識した場合に市が金融機関等の融資団に通知する義務
- ③ 事業契約の解除・終了事由が発生した場合に市と金融機関等の融資団が対応を協議する義務

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2 財務上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財務上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3 その他の支援に関する事項

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は債務負担行為の設定に関する議決について、令和2年12月定例会に、事業契約に関する議決については、令和3年9月に定例会に提出する予定である。

2 指定管理者の指定

市は、本施設の地方自治法第244条の規定による公の施設とし、選定事業者を同法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4 問合せ先

山形市企画調整部企画調整課

〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL：023-641-1212

FAX：023-623-0703

E-mail：kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

別紙1 リスク分担表（案）

本リスク分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細は、事業契約書（案）で明らかにする。なお、事業契約書（案）と重複する箇所については事業契約書（案）の規定が優先する。

表1：官民リスク分担（案）

○：主負担 △：従分担

区分	リスク項目	リスク内容	負担	
			市	事業者
共通	応募資料等の誤り	応募資料等の誤りに関するリスク	○	
	契約締結リスク	市の責に帰すべき事由により事業契約が結べないリスク	○	△※1
		事業者の責に帰すべき事由により事業契約が結べないリスク		○
	政策リスク	政治上の理由ないし政策変更により、事業内容が変更ないし中止となるリスク	○	
	法令等変更リスク （税制度変更含む）	本事業に直接関係する法令等の新設・変更起因するリスク	○	
		事業者の利益に課される税制度の新設・変更起因するリスク（法人税率の変更等）		○
		上記以外の税制度の新設・変更起因するリスク	○	
	許認可取得リスク	市の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク		○
	住民対応リスク	本施設の整備に関する住民反対運動等に起因するリスク	○	
		事業者が行う業務に起因するリスク		○
	第三者賠償リスク	市の責による事業期間中の事故に起因するリスク	○	
		事業者の責による事業期間中の事故に起因するリスク		○
	環境影響リスク	市が行う業務に起因する周辺環境の悪化リスク	○	
		事業者が行う業務に起因する周辺環境の悪化リスク		○
	不可抗力リスク	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動等、市又は事業者のいずれの責にも期すことのできない自然的又は人為的現象に起因するリスク	○	△※2
	物価変動リスク	設計・建設期間中の物価変動リスク	○	△※3
		運営・維持管理期間中の物価変動リスク	○	△※3
	事業の中止・遅延リスク	市の指示、議会の不承認、市の債務不履行等、市の責に帰すべき事由による事業の中止・遅延リスク	○	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻等、事業者の責に帰すべき事由による事業の中止・遅延リスク		○

区分	リスク項目	リスク内容	負担	
			市	事業者
共通	要求水準未達リスク	事業者の責に帰すべき事由による要求水準変更リスク		○
	要求水準変更リスク	市の責に帰すべき事由による要求水準変更リスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由による要求水準変更リスク		○
設計・建設段階	測量・調査の誤り	市が実施した測量・調査に起因するリスク	○	
		上記以外の測量・調査に起因するリスク		○
	用地の確保	計画用地の確保、計画用地の土壌汚染、計画用地中の障害物に起因するリスク	○	
	設計変更	市の指示は又は市の責に帰すべき事由による設計変更によるリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由による設計変更によるリスク		○
	開業遅延リスク	市の責に帰すべき事由による開業遅延に起因するリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由による開業遅延に起因するリスク		○
	施設損傷リスク	事業者が、施設を市に引き渡す前に生じた、施設や材料の破損に関するリスク		○
	初期投資費増大リスク	市の責に帰すべき事由による初期投資費増大に伴うリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由による初期投資増大に伴うリスク		○
	施設瑕疵リスク	事業契約に規定する瑕疵担保期間中の施設の瑕疵に関するリスク		○
		事業契約に規定する瑕疵担保期間後の施設の瑕疵に関するリスク	○	
運営・維持管理段階	経営リスク	施設の経営に関するリスク		○
	収益施設の需要リスク	施設利用者数の変動による収入の増減に関するリスク	△※4	○
	施設劣化リスク	事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理業務を怠ったこと等）による施設の劣化に関するリスク		○
	施設損傷リスク	市の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するリスク		○
	光熱費変動リスク	施設利用者数の変動による光熱水費の増減に関するリスク	△※5	○
	技術革新リスク	技術革新にともなう施設・設備の陳腐化リスク		○

区分	リスク項目	リスク内容	負担	
			市	事業者
事業終了	移管手続リスク	事業者の責に帰すべき事由による契約終了時の移管手続、業務引継及び事業者側の精算手続に要する費用の増大に関するリスク		○

※1：事業者は既に支出した金額を負担。

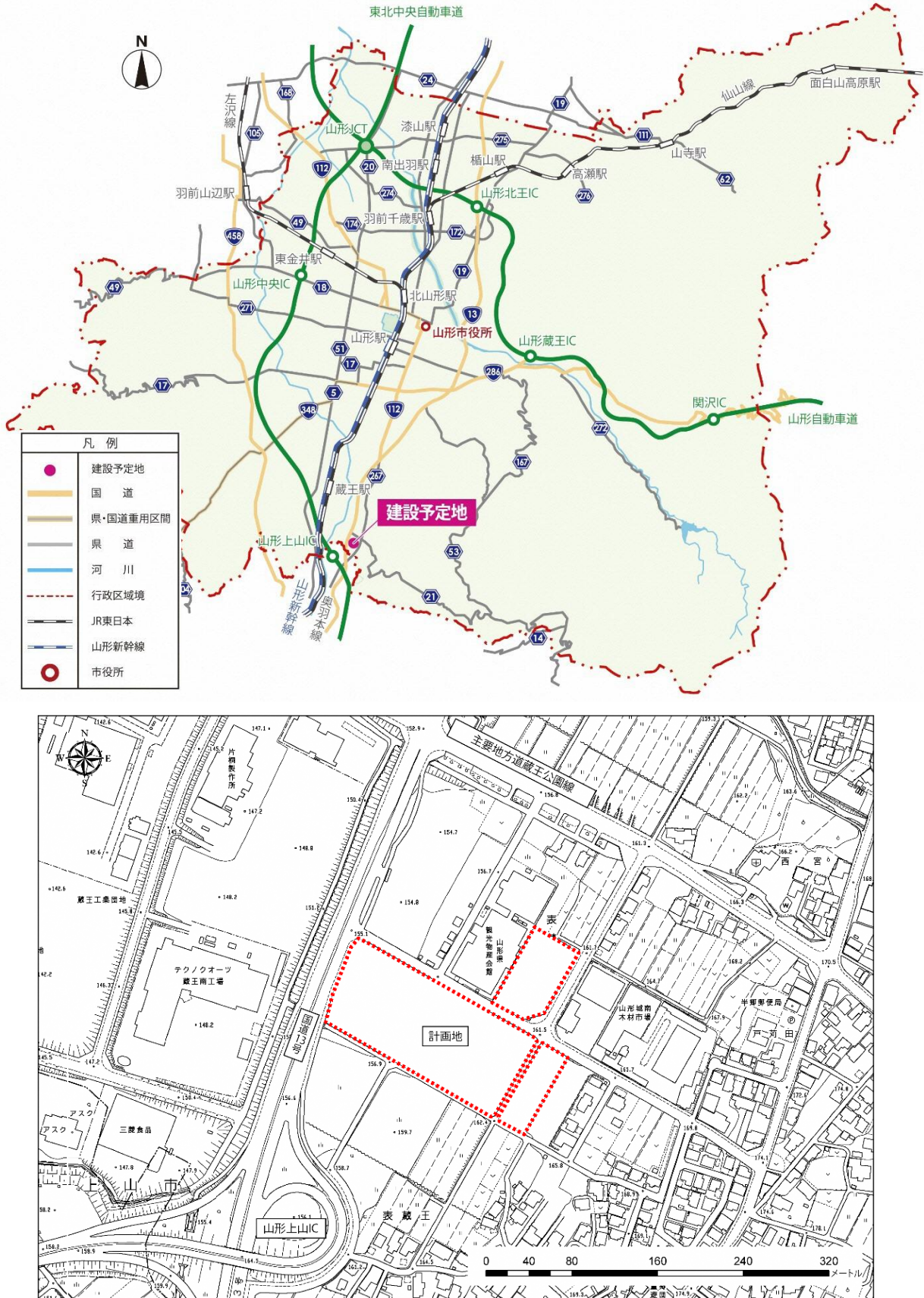
※2：事業者は一定の範囲もしくは一定の額を負担。

※3：一定の範囲内の物価変動は事業者負担。

※4：施設利用者からの利用料金（＝収入）により、運営費をまかなう仕組みとしているが、収入が減少した場合、事業の安定性及び継続性に影響が及びことに留意し、協議のうえ市が一定額を負担する可能性もある。

※5：施設利用者からの利用料金で光熱水費の増加分をまかなうことができない場合、事業の安定性及び継続性に影響が及ぶことに留意し、協議のうえ市が一定額を負担又は実費精算とする可能性もある。

道の駅「(仮称)蔵王」整備事業 事業用地位置図



様式1 実施方針及び要求水準書(案)に関する説明会参加申込書

山形市企画調整部企画調整課 行き

令和 年 月 日

実施方針及び要求水準書(案)に関する説明会

参加申込書

会社名	
所在地	
部署名	
担当者名	
電話番号	
F A X	
E-mail	
説明会参加者名 (最大2名)	

※駐車台数に限りがございますので、各社乗り合わせにご協力ください。

※実施方針及び要求水準書(案)は各自持参してください。当日の配布はありません。

説明会参加者名簿の公表について

説明会参加者の社名を市ホームページに公表する予定です。社名公表の可否をご回答ください。

(選択肢に○をつけてご回答ください。)

社名公表	公表を可とする	公表を不可とする
------	---------	----------

※参加者名簿については、事業機会の創出のために公表するものです。

様式 2 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

令和 年 月 日

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問書

「道の駅「(仮称) 蔵王」整備事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次の通り質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	
提出質問数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
1							
2							
...							
(例)	実施方針	1	第 1	1	(1)	事業名称	

※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

様式3 実施方針及び要求水準書(案)に関する意見・提案書

令和 年 月 日

実施方針及び要求水準書(案)に関する意見・提案書

「道の駅「(仮称)蔵王」整備事業」に関する実施方針及び要求水準書(案)について、次の通り意見・提案等がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	
提出意見・提案数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見・提案等の内容
1							
2							
...							
(例)	実施方針	1	第1	1	(1)	事業名称	

※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。